

福岡医療短期大学競争的資金等の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、福岡医療短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費等の競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における競争的資金等の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(責任と権限)

第3条 本学の競争的資金等を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、短大学長をもって充て、以下の取組みを行うものとする。

(1)不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2)不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

(3)不正防止に向けた取組を促すなど、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充て、以下の取組みを行うものとする。

(1)不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について、自己の管理監督又は指導する部局等（以下「部局等」という。）において、実質的な責任と権限を持つものとし、短大学長が指名する者をもって充て、統括管理責任者の指示の下、以下の取組みを行うものとする。

(1)部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。

(2)不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3)部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

(4)部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(相談窓口の設置)

第4条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため研究費の使用ルールに関する相談窓口を置き、教育研究支援課庶務係をもってこれに充てる。

2 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第5条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるよう、学内外からの告発等を受け付ける通報窓口を置き、教育研究支援課長をもってこれに充てる。

2 教育研究支援課長は、通報事項を短大学長に速やかに報告するものとする。

3 短大学長は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否について配分機関に報告するものとする。

4 教育研究支援課長は、通報者の保護に十分配慮しなければならない。

(調査)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関して不正があると認められるとき又は疑いがあるときは、短大学長の下に調査委員会を設置する。

2 調査委員会について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第7条 競争的資金等の不正な管理を行った者又は競争的資金等に関連して不正な取引に関与した者は、「学校法人福岡学園就業規程」第38条から第40条を準用又は適用する。

2 競争的資金等の管理に不正が確認されたときは、短大学長は、不正が確認された事案を学内に公表し、問題を共有化して再発防止に努めなければならない。

(不正防止計画の策定・実施)

第8条 本学における不正を防止するため不正防止計画部署を置き、教育研究支援課庶務係をもってこれに充てる。

2 不正防止計画部署は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

(内部監査)

第9条 最高管理責任者は、機関全体の視点からモニタリング及び内部監査制度を整備するため、内部監査室に監査を依頼する。

- 2 内部監査室は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施し、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。
- 3 内部監査室は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 4 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

（監事、公認会計士等との連携）

第10条 教育研究支援課庶務係は、監事及び公認会計士並びに内部監査室と連携を強化し、不正発生防止を行う。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 3 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

（物品等の発注等）

第11条 本学における物品等の発注及び検収については、原則として財務課用度管理係が行う。

（業者等への対応）

第12条 教育研究支援課及び財務課は、業者等に競争的資金等の学内規則を説明し、遵守させるものとし、業者等から誓約書の提出を求める。

- 2 誓約書を提出しない業者等とは、原則として競争的資金等にかかる取引を行うことができない。
- 3 短大学長は、競争的資金等に関して不正な取引に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

（不正使用による研究費の返還）

第13条 研究者の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該研究者が負担するものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成 23 年 7 月 19 日から施行し、平成 23 年 6 月 7 日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成 27 年 2 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和 3 年 3 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和 3 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和 5 年 5 月 30 日から施行し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。